



全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽ みやざき

マイナ保険証をお持ちでない方へ令和7年8月より  
**資格確認書**を送付しています。



現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を使用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽでは令和7年8月より順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**へ送付します。

## 対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

## 送付先

### 従業員様のご自宅

- ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。なお、送付する資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒で送付いたします。
- 資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却ください。
- 資格確認書をすでにお持ちの方へ新たに届いた場合、資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封する返信用封筒でご返却ください。

## 事業主様へ

- 対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。
- 従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛所不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。お手数をおかけしますが、従業員様に配布いただきますようお願いします。

## ◆資格確認書について

| 形状                                                                                                          | 取得方法                                                                                                                                                                                 | 使用場面                             | 使用方法     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------|
| 保険証と同じ<br>プラスチックカード型<br> | <ul style="list-style-type: none"><li>資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にチェックされた方に発行します。</li><li>チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。</li><li>資格確認書交付申請書を提出された方に発行します。</li></ul> | マイナ保険証を使用することができない方が医療機関等を受診するとき | 医療機関等へ提示 |

資格確認書に関する  
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369(ナビダイヤル)

受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

# 協会けんぽとSDGs

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)とは、国連で採択された17の目標により構成される2030年までの国際目標です。協会けんぽは日本最大の医療保険者として、また被用者保険の最後の受け皿として、加入者の皆様が末長く安心して良質な医療を受けられるよう、持続可能性の観点を踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、加入者の皆様の健康増進に取り組んでおります。こうした取組を通して、SDGs に貢献していきます。

詳細はこちら



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## ジェネリック医薬品を使ってみませんか！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

ジェネリック医薬品の選択は、自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。

### どのくらい安くなる？

お薬の価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合もあります。

新しい医薬品は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短くて済むので、その分価格が安くなります。

### 効き目は確か？

効き目はもちろん安全性も同等ですので、安心して使うことができます。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、製造、販売が認可されています。

### 種類はある？

さまざまな病気や症状に対応しています。

高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬など、さまざまな病気や症状に対応しています。カプセル、錠剤、点眼剤など形態も豊富です。

ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

## 高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、右記の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

| 70歳以上の被扶養者を有する場合                 | 70歳以上の被扶養者を有しない場合 | 被保険者の収入が383万円以上の方のうち旧被扶養者を有する場合   |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| (被扶養者の収入と合わせて)<br><b>520万円未満</b> | <b>383万円未満</b>    | (旧被扶養者の収入と合わせて)<br><b>520万円未満</b> |

制度の詳細や申請方法は「こちら」



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務（給付、任意継続など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内④保健（健診、特定保健指導など）

案内⑤企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）